

R010 情報セキュリティ基本方針

私たち特定非営利活動法人 IT コーディネータ茨城(以下、当法人)は、地域に寄り添い、経営課題を解決するITの専門家集団として活動しております。

当法人は、お客様からお預かりした情報、及び当法人の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、お客様ならびに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき組織で情報セキュリティに取り組みます。

1.理事会の責任

当法人は、理事会主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

2.組織体制の整備

当法人は、情報セキュリティの維持及び改善のために必要な事項を理事会で検討・協議し、情報セキュリティ対策を当法人の正式な規則として定めます。

3.会員の取組み

当法人の会員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取組みを確かなものにします。

4.法令及び契約上の要求事項の遵守

当法人は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務、及び、当法人で定めたルールを遵守するとともに、お客様の期待に応えます。

5.違反及び事故への対応

当法人は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には、理事会主導で対応策等を協議し、違反及び事故へ適切に対処し、再発防止に努めます。

制定日：2023年12月1日

特定非営利活動法人 IT コーディネータ茨城
理事長 大久保 賢二